

「埼玉県健康長寿計画(第3次)」(案)に対する御意見(県民コメント)と県の考え方

【実施概要】

■意見募集期間:平成30年11月1日(木)～平成30年11月30日(金)

■意見者数:(個人)12名(募集期間外の提出等、県民コメント制度要件に合致しなかった2名を除く)

■意見件数:25件

(反映状況の区分)

A:意見を反映し、案を修正した

B:既に案で対応済み(2件)

C:案の修正はしないが、実施段階で参考としていく(22件)

D:意見を反映できなかった(1件)

E:その他

整理番号	御意見の概要	意見数	県の考え方	反映状況
循環器疾患について				
1	心臓病の症状に合わせた治療方法、食事療法、運動療法等の活用や、予防のための医療機関等の連携を行ってほしい。	1	本計画では心疾患を含め、生活習慣病を予防するための対策を記載しています。なお、医療機関の連携については、健康長寿計画の上位計画である「埼玉県地域保健医療計画」にて記載しています。	D
生活習慣の改善について				
2	ストレス軽減のためのリフレッシュ休暇の活用や、健康増進促進を図るための運動や食事を推進してもらいたい。	1	従業員の健康管理については「働く世代の健康」に、運動については「身体活動・運動」に、食事については「栄養・食生活」にそれぞれ記載するとともに、「健康長寿埼玉プロジェクトの推進」にも記載しています。	B
身体活動・運動について				
3	健康長寿には適度な運動も必要であり、更なる日常の運動習慣の呼びかけ強化も推進してほしい。	1	「働く世代の健康」に記載した「健康経営」や「健康長寿埼玉プロジェクトの推進」等により、運動習慣の定着を推進します。	B
たばこ対策について				
4	たばこは合法的嗜好品であり、喫煙者の権利は守られるべきである。喫煙場所を過度に減らす等はないで欲しい。	7	平成30年7月25日に「健康増進法の一部を改正する法律(以下「改正健康増進法」という。)」が公布されました。今後、段階的に施行され、平成32年4月に全面施行されることとされています。改正健康増進法では、受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の態様に応じ、敷地内禁煙又は原則屋内禁煙の区分を設けています。県は改正健康増進法に対応するとともに、県内市町村や九都県市等と連携を図りながら、適切に受動喫煙防止対策に取り組んでまいります。(※九都県市…埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)	C
5	行きつけの店は喫煙者・非喫煙者ともおり、楽しく飲んでいる。店主は喫煙規制が厳しくなり、店を禁煙にすると客数が減り閉店せざるを得なくなるのではないかと心配している。小規模な飲食店をつぶすような規制はないで欲しい。	2		C
6	法律と地方自治体の条例が存在すると複雑になるので、まずは健康増進法への正しい理解を進めるべきである。	5		C
7	喫煙場所・機会の減少を図るため、不特定多数の者の利用がある施設・飲食店は屋内禁煙や敷地内禁煙を義務づけるべきである。	1		C
8	禁煙推進策や、加熱式たばこの規制強化を含む受動喫煙防止条例の制定を強く望む。	1		C
9	改正健康増進法ではなく、FCTCに則った施策を遂行してほしい。	1		C
10	喫煙率を下げるために、禁煙教育や禁煙支援(禁煙外来受診費用の公費での一部負担等)を積極的に行ってほしい。	1		C
11	受動喫煙防止対策や運動習慣の呼びかけは埼玉県単体では効果を上げにくい。近隣都県との連携が必要。	1		C

整理番号	御意見の概要	意見数	県の考え方	反映状況
12	加熱式たばこは煙や健康懸念物質がほとんど出ないと聞いている。紙巻きたばここと別扱いで議論してほしい。	2	<p>加熱式たばこに関しては、WHOが以下の見解を表明しています。(以下厚生労働省資料から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこ会社が資金提供する研究においては、有害物質が著しく軽減されていると報告されているが、有害物質の軽減が健康リスクを低減させるかどうかについては、現時点では科学的根拠はない。 ・受動喫煙のリスクについては、科学的根拠は十分でなく、更なる研究が必要である。 	C
13	受動喫煙対策・喫煙対策には電子たばこ・加熱式たばこも含めるべきである。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ葉を含む全てのたばこ製品は有害であり、加熱式たばこも例外ではない。そのため、他のたばこ製品と同様、たばこに関する政策や規制の対象とするべきである。 <p>県では厚生労働省等の動向を注視しつつ、加熱式たばこの取扱いについて検討してまいります。</p>	C